

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年9月1日

島根県広島事務所長 中 道 弘 明

1 入札に付する事項

- (1) 件名
複写機の賃貸借及び保守
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
- (3) 契約方法
次の法令の規定による長期継続契約
ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3
イ 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年島根県条例第30号）第2条第1号
- (4) 契約期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
- (5) 納入期限
複写機の納入は、令和7年9月30日（火）まで
ただし、複合機能等の設定は、落札決定後に調整するものとします
- (6) 納入場所
広島県広島市中区基町11-10合人社広島紙屋町ビル1階 島根県広島事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「14借入品」小分類「(1) 事務機器」）に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

- (1) 入札書は、書面により提出してください。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額）を落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。また、モノクロ及びカラーの別ごとに、それぞれ1複写当たりの単価に、月間平均使用予定枚数からモノクロについては2.0%を、カラーについては3.0%を控除（この控除する枚数に1枚未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）した枚数及び36月を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合計した額を入札書に記載してください。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年9月10日（水）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

5 入札及び開札の日時、場所

- (1) 日時
令和7年9月19日（金）午前11時
- (2) 場所
広島県広島市中区基町11-10合人社広島紙屋町ビル4階 会議室
- (3) 開札 即時開札

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年9月10日（水）までの間、島根県ホームページ「入札情報」(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/) への掲載により交付します。

7 入札説明会

実施しない

8 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付してください。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書によります。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書によります。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがあります。

(5) 郵便入札

認めません。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とします。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県広島事務所に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

(10) 契約の解除等

落札者の決定後において、応札仕様書等提出する書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約の締結を行いません。また、契約締結後において上記事項が判明したときは、契約の解除を行います。

(11) その他

詳細は、入札説明書によります。